

## 東日本大震災に対応するための補正予算の編成等について

### I. 趣旨

東日本大震災の被災県等の要請を踏まえ、救援物資の搬送、保健師・医療救護班・警察官等の派遣、被災者の受け入れ等の切れ目ない支援を行うため、平成23年度に当面必要となる経費について補正予算を編成。(平成23年4月20日専決)

また、被災した学生の修学等の機会を確保する観点から、県立学校の入学料等を減免し、又は還付するための条例改正を実施。(平成23年4月20日専決)

### II. 補正予算の編成

#### 1. 平成23年度奈良県一般会計補正予算(第1号)

##### (1) 補正額等

(単位：千円)

| 区 分      |      | 補正額     | 摘 要                                   |
|----------|------|---------|---------------------------------------|
| 歳入歳出予算総額 |      | 314,000 | *補正後予算総額 458,025,000<br>(当初予算比 0.1%増) |
| 財源内訳     | 一般財源 | 314,000 | *一般財源の内訳 財政調整基金繰入金 314,000            |

##### (2) 補正予算の内容

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1. 被災地の支援 | 180,100千円 |
|-----------|-----------|

- (1) 救援物資の搬送 10,400千円  
被災自治体に対し、公共備蓄物資や民間提供物資を搬送
- (2) 保健師の派遣 15,300千円  
避難所での健康相談・健康管理、避難所の衛生対策等を実施  
・主な活動場所 宮城県気仙沼市、福島県相馬市
- (3) 医療救護班の派遣 35,700千円  
避難所等において医療救護班(医師、看護師、薬剤師等)が避難住民の診療を実施  
・主な活動場所 宮城県気仙沼市

- (4) 警察官の派遣 38,000千円  
被災地において被災者の捜索、検視、交通規制、警ら警戒活動等を実施  
・主な活動場所 宮城県内、福島県内
- (5) 介護職員等の派遣 17,400千円  
被災地の社会福祉施設等（障害者、高齢者施設等）に県内の社会福祉施設等から専門の職員等を派遣し、介護活動を実施  
・主な活動場所 宮城県内
- (6) 災害ボランティアの派遣 19,000千円  
災害ボランティアを被災地に派遣するための輸送手段の確保等
- (7) 県職員等の派遣 44,300千円
- ①被災県に事務職員を派遣し、災害救助法に関連した業務（被災県下市町村の指導等）を実施（7,300）  
・派遣先 宮城県等
- ②被災県に技術職員を派遣し、災害復旧のための被災道路、河川、下水道管路等の調査・設計を実施（29,600）
- ③被災県に技術職員を派遣し、被災した建築物・宅地の危険度判定や仮設住宅建設のための支援を実施（4,900）
- ④被災県に児童心理司等を派遣し、子どもの心のケア等を実施（2,500）  
・派遣先 宮城県等

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 2. 被災者の奈良県への受け入れ | 131,800千円 |
|------------------|-----------|

- (1) 被災者の県営住宅への受け入れ 18,700千円  
被災者用仮住戸（100戸）のうち、風呂が未設置の住戸に対し浴槽、風呂釜を設置等
- (2) 被災者に対する避難所の提供 106,600千円  
県内旅館・ホテル、その他の民間施設を避難所として提供

(3) 受け入れた被災者に対する支援 6,500千円  
被服・寝具等の生活必需品の給与・貸与

|        |         |
|--------|---------|
| 3. その他 | 2,100千円 |
|--------|---------|

(1) 食品に含まれる放射性物質検査機器の整備 2,100千円  
・サーベイメータ 3台

## 2. 平成23年度奈良県水道用水供給事業費特別会計補正予算（第1号）

### (1) 補正額

13,000千円(財源内訳 配水収益 13,000千円)

### (2) 補正予算の内容

○給水支援の実施 13,000千円  
被災地に職員及び給水車等を派遣し、応急給水を実施  
・主な活動場所 岩手県陸前高田市

## Ⅲ. 条例の改正

### ○奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災により被災した学生の修学等の機会を確保する観点から、県立学校における入学料等を減免し、又は還付するため、所要の改正を実施。

以上